

市民参加条例の対象行為及び必要となる手続数について

1 市民参加条例の対象行為について

市民参加条例（以下、「参加条例」といいます。）の対象行為は、条例第6条第1項に規定されています。

参加条例は、自治基本条例を基に制定されたものであることから、市民参加の機会を設けなければならない行為とは、自治基本条例第29条第1項の各号に掲げられている次の行為となります。

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、改定又は廃止
- (3) その他重要な政策等の策定

2 第1号「条例等の制定、改正又は廃止」について

(1) 「条例等」とは

自治基本条例第2条第2項の規定により、「条例」及び「規則」のほか、「告示」、「訓令」、「要綱」、「規程」、「行政手続法の審査基準等」も含まれます。

(2) 行政手続法の審査基準について

条例第6条第5号但し書きの「行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号の審査基準を定める場合」とは、審査基準のほか、行政手続法第2条第8号に規定する命令又は規則、処分基準、行政指導指針（要綱）のことをいいます。

これらは、行政手続法第39条の規定により、意見公募手続を行わなければならないとされています。本来、地方公共団体は行政手続法の適用を受けませんが、同法第46条に、地方公共団体は法律の趣旨に則り、必要な措置を講ずる必要がある旨規定されていることから、本市が審査基準等（行政手続条例第5条、第12条、第34条）を定めようとする際、同法の意見公募手続に準ずる措置として市民参加の対象となります。

3 第2号「計画の策定、改定又は廃止」について

(1) 「計画」とは

参加条例の対象行為となる計画は、市民参加条例施行規則（以下、「規則」といいます。）第2条において、総合計画の「基本構想」及び「基本計画」、その他分野別の「基本計画」、「施設の設置に係る計画」、「その他の重要な計画」に分類され、それぞれ必要な手続数を定めています。

なお、「都市計画」のように法律で策定の手続が定められているものについては、参加条例の対象行為とはなりません。法律に定めのない詳細な意見の募集方法等は、この参加条例に準じて手続を行うものとします。

ア 「市の基本構想及びこれを具体化するための基本計画」とは
自治基本条例第16条に規定する総合計画の「基本構想」及び「基本計画」を
いいます。

イ 「その他市の基本的な事項に係る計画」とは
個別の分野における基本方針その他基本的な事項を定める計画（基本計画）
で、原則として計画期間が6年以上のものを位置付けます。

※ 参加条例及び規則においては、「基本計画」と「その他の重要な計画」
を区別する明確な定義はされていないため、どちらに位置付けて市民参加
手続を進めるべきかについては個々の計画内容で判断することとなります。

参加条例の点検及び評価を行う自治基本条例推進委員会から、計画期間
等を踏まえてあらかじめ定義すべきとの意見が出されたことを受けて検
討した結果、総合計画における基本計画との整合性を図るため、計画期間
が6年以上のものを「基本計画」、5年以下のものを「その他の重要な計
画」と位置付けて運用しています。

ウ 「広く市民の公用又は公共の用に供する施設の設置に係る計画」とは
公共施設の新設や建て替え等の整備に関する計画や方針が該当します。維持
補修に関する計画等で現状の機能を維持するのみ（機能拡大を伴わないもの）
を定めるものについては、対象外とします。

なお、最終的に条例でその内容を規定する必要があるものについては、計画
や方針の策定等の際に条例で規定する内容について案を示し、意見を聴くこと
となるため、条例の制定と同様にパブリックコメントの他に2以上の参加手法
を実施していれば、条例を制定する際の市民参加手続は省略できるものと考え
ます。

エ 「その他の重要な計画」とは
市民生活に影響を与える計画のうち、アからウ以外で計画期間が5年以下の
ものを位置付けます。

ただし、他の基本計画に影響を与えるものについては、イと同様に「その他
市の基本的な事項に係る計画」と位置付けます。

4 第3号「その他重要な政策等」とは

第1号及び第2号に該当しない重要な政策等を行う場合で、計画を策定しないが、
市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える重要な事業や、市の基本的な
方向性等を定める憲章、宣言等の策定、公共施設の廃止の方針等が考えられます。

5 実施計画について

基本計画や条例等に位置付けられた内容について、実施のスケジュールや計画に位置付ける個別の事業を定めるものなど、基本計画の進行管理のために策定されるいわゆる実施計画については、既に市民参加手続を行った対象行為を基に策定するものであるため、原則として市民参加手続を行う必要はありません。

ただし、計画の成果を評価するために、市民の意見を聴くことを妨げるものではありません。

6 必要な市民参加手続の数について

対象行為ごとに必要となる市民参加手続の具体的な数については、規則第2条に定めています。

「条例」、「基本構想」、「基本計画」については、規則第2条第1項第1号及び第2号の規定により、パブリックコメント手続のほか、2以上の参加手法を実施する必要があります。

また、「規則」、「行政手続の審査基準」については、参加条例第6条第5項及び規則第2条第2項の規定により、パブリックコメント手続のみとなります。

それ以外の計画や方針については、パブリックコメント手続のほか、1以上の参加手法を実施する必要があります。

対象行為 \ 参加の手法	審議会	市民会議	意見交換会	ワークショップ	意向調査	パブリックコメント	参加手法の組合せ
条例の制定又は改廃	○	○	○	○	○	◎	パブコメに加え ○を2以上実施
基本構想、基本計画等の策定等 (計画期間が6年以上のもの)	○	○	○	○	○	◎	
施設の設置に係る計画の策定等	○	○	○	○	○	◎	パブコメに加え ○を1以上実施
その他の重要な計画の策定等 (計画期間が5年以下のもの)	○	○	○	○	○	◎	
制度等の導入又は改廃	○	○	○	○	○	◎	
金銭の徴収に係る基本方針の策定	○	○	○	○	○	◎	
その他の重要な政策の策定等	○	○	○	○	○	◎	パブコメのみ実施
規則、行政手続法の審査基準等						◎	